

運 営 規 程

社会福祉法人小竹福祉会
新多園短期入所生活介護事業及び
介護予防短期入所生活介護事業

社会福祉法人小竹福祉会 短期入所生活介護事業
及び介護予防短期入所生活介護事業 運営規定

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人小竹福祉会（以下、本会）が実施する新多園短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業（以下、本事業）は、要介護者等からの相談に応じ、及び、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供すること及び、運営基準 120 条から「利用者の心身の機能の維持」「利用者の家族の身体的精神的負担の軽減」を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 本事業は短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びそのものが日常生活を営む上必要な援助を行う。また、利用者またはその家族に対しサービスの提供方法について理解しやすいように説明を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 社会福祉法人小竹福祉会 新多園短期入所生活介護
- 2 所在地 福岡県鞍手郡小竹町大字新多上日 177 番地 8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名（兼務）
 - ・業務の実施状況を把握し、管理を一元的に行う。
 - ・従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
 - ・短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成・説明を行う。
- 2 介護支援専門員（兼務）
 - ・利用者の施設サービス計画（ケアプラン）を作成する。
- 3 生活相談員（兼務）
 - ・利用者の心身の状況を的確に把握し家族との連携をとり相談援助等の生活

指導を行う。また、職員間の業務の調整を行う。

4 介護職員（兼務）

- ・利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するような適切な技術をもって行う。

5 看護職員（兼務）

- ・医療面におけるサービスを行う。

6 管理栄養士（兼務）

- ・管理栄養士は利用者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、その者の自立支援に配慮する。また、管理栄養士の管理のもと食事の提供を行う。

7 事務員（兼務）

- ・庶務、経理等事務処理

（利用定員）

第5条 利用定員は次のとおりとする。

7床（本体施設空床も利用できるものとする）

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容）

第6条 指定短期生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

1 介護

- ・1週間に2回以上適切な方法により、利用者を入浴の提供、又は清拭を行う。
- ・利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- ・おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
- ・利用者に対し、離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行う。

2 食事の提供

- ・管理栄養士の管理のもと行う。
- ・利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに適切な時間に行う。
- ・利用者の食事は、その者の自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるように努める。

3 機能訓練

- ・利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は、維持のための機能訓練を行う。

4 健康管理

- ・短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所の職員は、常

に利用者の健康状態に注意するとともに健康保持の為の適切な措置を行う。

5 相談及び援助

- ・生活相談員、介護職員は常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

6 その他のサービスの提供

- ・教養娯楽設備等を整えるほか、適宜利用者のためのレクレーションを行う。
- ・常に利用者の家族との連携を図るように努める。

(利用料等)

第 7 条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合は利用者から別表 1 に掲げる利用料の一部の支払を受けるものとする。利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割または 2 割の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前 2 項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける。

- ・送迎に関する費用（実施地域以外の場合）

①事業所から片道 5km 未満	3,680 円
②事業所から片道 5km 以上	5,000 円

- ・前各号に掲げるものの他、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるもの。（実費）

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は、その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることを条件とする。

- 5 利用者が連続して 30 日を越えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30 日を越える日以降に受けた指定短期入所生活介護について所定単位数から 1 日あたり 30 単位を控除する。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の送迎の実施地域は、原則として小竹町・飯塚市・直方市・宮若市、鞍手町全域とする。

(身体拘束その他の行動制限)

第 9 条 利用者等の生命又は身体保護する為の緊急やむを得ない場合を除き利用者に対し身体拘束その他の方法により行動を制限しません。身体拘束その他の方法により行動を制限する場合は利用者・利用者の家族に事前又は事後速やかに行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について説明し、同意を得ることにし、介護サービスに記録します。

(苦情処理)

第 10 条 施設は、その提供した指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

2 施設は、その提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 11 条 施設は、入所者に対する指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、入所者に対する指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(利用者がサービス提供をうける際、利用者が留意すべき事項)

第12条 施設長又は、その他の職員の指導、指示に従い団体生活の秩序を保ち、相互の親和に努めること。

- 2 外出の際はその都度外出先、帰園の時刻等を施設長に届けること
- 3 入所者は施設長の許可なく施設の整備構造を変更してはならない
- 4 外来者との面会に関しては、外来者との続柄、用件、面会時間等を届け出て、施設長の指示する場所で面会すること。
- 5 その他災害予防、健康管理上、特にその都度指示された事項。

(緊急時における対応方法)

第13条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行なっている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または、予め事業者が決めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 非常災害対策については、緊急職員連絡網を作成し、警察、消防との連携を図る。また消防訓練(年2回)を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回

以上) 実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他の運営についての留意事項)

第16条 サービス利用にあたっての留意事項であるが、従業員は業務上知り得た利用者又は、利用者の家族の秘密を保持する。従業員であった者に、業務上知り得た利用者家族の秘密を、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

2 本事業は、介護福祉士等の研修を次のとおり設けるものとした、業務体制を整備する。

①採用研修 採用後1ヶ月

②継続研修 年2回

3 この規程に定める他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人小竹福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和元年10月1日より施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和7年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和8年8月1日より施行する。

◎別表 1

短期入所生活介護サービス費

※枠内 2 段目は 2 割負担、3 段目は 3 割負担を示す

併設型短期入所生活介護	従来型個室	多 床 室
要 介 護 1	6 0 3 円	6 0 3 円
	1, 2 0 6 円	1, 2 0 6 円
	1, 8 0 9 円	1, 8 0 9 円
要 介 護 2	6 7 2 円	6 7 2 円
	1, 3 4 4 円	1, 3 4 4 円
	2, 0 1 6 円	2, 0 1 6 円
要 介 護 3	7 4 5 円	7 4 5 円
	1, 4 9 0 円	1, 4 9 0 円
	2, 2 3 5 円	2, 2 3 5 円
要 介 護 4	8 1 5 円	8 1 5 円
	1, 6 3 0 円	1, 6 3 0 円
	2, 4 4 5 円	2, 4 4 5 円
要 介 護 5	8 8 4 円	8 8 4 円
	1, 7 6 8 円	1, 7 6 8 円
	2, 6 5 2 円	2, 6 5 2 円

介護予防短期入所生活介護費

※枠内 2 段目は 2 割負担、3 段目は 3 割負担を示す

介護予防併設型 短期入所生活介護	従来型個室	多 床 室
要 支 援 1	4 5 1 円	4 5 1 円
	9 0 2 円	9 0 2 円
	1, 3 5 3 円	1, 3 5 3 円
要 支 援 2	5 6 1 円	5 6 1 円
	1, 1 2 2 円	1, 1 2 2 円
	1, 6 8 3 円	1, 6 8 3 円

滞在費（居住費）

居住費	居室種別	基準費用額 第4段階	利用者負担限度額			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
	多床室	915円	0円	430円	430円	530円
	従来型個室	1,231円	380円	480円	880円	980円

食費

	基準費用額 第4段階	利用者負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	朝食 335円	1,545円	300円	600円	1,030円
	昼食 640円				
	夕食 550円				

利用者負担段階

第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.65万円以下の方
第3段階①	・市町村民税世帯非課税であって 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.65万円以上 120万円以下の方
第3段階②	・市町村民税世帯非課税であって 課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以上の方
第4段階	・上記以外の方

その他の介護給付

※枠内2段目は2割負担、3段目は3割負担を示す

	送迎加算（片道）	184円
		368円
		552円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円
		36円
		54円

	夜勤職員配置加算Ⅰ	13単位 26単位 39単位
	生産性向上推進体制加算（月額）	10単位 20単位 30単位
	介護職員処遇改善加算Ⅰロ	算定単位数の1000分の176 に相当する単位数

その他の料金

・日用品費 100円（1日あたり）

TV貸出料

・理美容費（ビューティーヘルパー） 実 費

・その他

特別な食事代等については別途料金